



新宿区  
SHINJUKU CITY

れいわ ねんどぼん

令和6年度版(2024)  
FY2024 Edition

しんじゅくく こくみん けんこう ほ けん あんない

新宿区国民健康保険のご案内  
Information on Shinjuku City  
National Health Insurance

あなたのくらしと

こく

ほ

国保

National  
Health  
Insurance  
Guide

しんじゅくく さっし でんし ぼん けい さい  
新宿区ホームページに、この冊子の電子版を掲載しています。

より詳しい内容を、多言語で読むことができます。

An electronic version of this booklet is available on the  
Shinjuku City website, where you can read further details  
in multiple languages.

[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/hoken01\\_002065.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/hoken01_002065.html)

えい 英	ご 語	National Health Insurance Guide
ちゅう 中	ご 国	国民健康保険简介
かん 韓	ご 国	국민건강보험의 안내
ネパール	語	राष्ट्रिय स्वास्थ्य बीमा जानकारी
ベトナム	語	Hướng dẫn về bảo hiểm sức khỏe công dân
ミャンマー	語	အမျိုးသားကျန်းမာရေးအာမခံဆိုင်ရာလမ်းညွှန်



multilingual

あなたのくらしと こく ほ でん し ぼん 国保 電子版  
National Health Insurance Guide  
Electronic Version

# 新宿区国民健康保険からのお知らせ

詳細は電子版を  
ご覧ください。



## 保険料の納め方がより便利に

お問い合わせ先 国保資格係

### ●保険料が電子マネーで納付できます

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスを活用して、保険料を納付するサービスです。利用できる事業者は納付書の裏面に記載されていますのでご確認ください。詳細は電子版をご覧ください。



### ●即日口座振替(自動払込)の登録ができます

振替を希望する金融機関のキャッシュカード(磁気付)と暗証番号で即日口座振替の登録ができます。

手続きできる場所：医療保険年金課 国保資格係窓口(新宿区役所本庁舎4階)

必要なもの：手続きする本人名義のキャッシュカード(磁気付)、本人確認書類(4ページ参照)

口座振替開始月：原則として手続きの翌月

対象金融機関：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

※一部ご利用できないカードがあります。

## 産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます

お問い合わせ先 国保資格係

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産予定または出産した方の産前産後期間の国民健康保険料を軽減する制度です。

### 【対象となる方】

令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。

妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

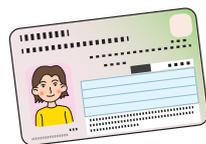
※新宿区より出産育児一時金の支給を受けている場合には、届出は不要です(区で出産の事実を確認し、対象期間の保険料を軽減します)。

※制度や手続きの詳細については、20ページをご覧ください。

## マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)

お問い合わせ先 国保資格係

マイナ保険証は、医療機関や薬局での受付がスムーズになるほか、簡単に医療費の確認ができるなど、とても便利です。マイナ保険証は、マイナンバーカードの取得後に「マイナポータル」から簡単に申込みことができます。ぜひご利用ください。



### 【マイナ保険証のメリット】

●医療費を20円節約できる：紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

●より良い医療を受けることができる：過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

●手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される：限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

### ●令和6(2024)年12月2日から国民健康保険被保険者証(保険証)は交付されなくなります

●令和6(2024)年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7(2025)年9月30日まで使用可能です。

●令和6(2024)年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、【資格確認書】が交付されます。

マイナ保険証に関する最新情報は、厚生労働省のホームページ【マイナンバーカードの健康保険証利用について】をご覧ください。また、制度全般に関するお問い合わせは、次の電話番号で対応します。

マイナンバー総合フリーダイヤル(総務省) ☎0120-95-0178 (通話料無料)

# 目次

しょうさい だんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



こんなとき	内容	ページ
国民健康保険(国保)の仕組みについて知りたい	<b>国保とは</b> ・国民健康保険被保険者証(保険証) .....	8
国保の加入、脱退、資格の変更の手続きをしたい	<b>国保とは</b> ・国保に入っていると ..... ・国保をやめるときの注意点 ..... ・高齢受給者証 .....	26 26 28
保険料の決まり方を知りたい	<b>保険料</b> ・保険料の決まり方 ..... ・保険料の計算方法 ..... ・保険料の納め方 ..... ・保険料が減免されるとき ..... ・保険料の納付が困難なとき .....	12 14 22
保険料の納め方を知りたい		22
保険料を減免してほしい 保険料が納められない		16 24
国保の給付を受けたい (高額な医療費がかかってしまったとき、いったん全額負担したときなど)	<b>国保で受けられる給付</b> ・国保の給付制度 ①療養費の支給(いったん全額負担したとき) ..... ②高額療養費制度(医療費が高額になったとき) ..... ③限度額適用認定証 ..... ④入院中の食事代 ..... ⑤出産したとき ..... ⑥亡くなったとき ..... ⑦傷病手当金 ..... ⑧長期特定疾病で療養の方 ..... ⑨結核・精神医療給付証の交付 .....	30 32 38 38 40 40 40 42 42
健康診査や保養施設等について知りたい	<b>保健事業のご案内</b> ・保健事業のご案内 .....	44
お問い合わせ先		46

## 本人確認書類について

手続きの際には、以下の書類をお持ちください(有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります)。

### ● 個人番号確認(郵送申請時には不要です)

1点のみ	・マイナンバーカード(個人番号カード) ・個人番号の表示がある住民票 ・通知カード(住所、氏名等の記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているもの)
------	----------------------------------------------------------------------------------------

### ● 本人確認 官公署等発行の区が認める書類

1点のみ	顔写真付き証明書 (例) ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など
2点以上	顔写真のない証明書 (例) ・健康保険被保険者証(保険証) ・健康保険資格喪失証明書 ・国民健康保険料納入通知書 ・住民票 ・介護保険証 ・国民年金手帳または基礎年金番号通知書 など

※代理の方が手続きをされる場合は、次の書類が必要となります。  
 ・法定代理人の登記事項証明書 または 委任状(新宿区ホームページからダウンロードできます)  
 ・届け出の対象となる方の個人番号の確認ができる書類  
 ・代理の方の本人確認ができる書類

# こくほ 国保とは

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



こくみんけんこうほけん こくほ かにゅうしゃ ひほけんしゃ  
国民健康保険(国保)は、加入者(被保険者)であるみなさんが安心して医療が  
受けられるように、それぞれの収入に応じてお金を出し合い、そこから医療費  
を支払う制度です。加入者のみなさんが病気やけがをしたときには、国保で  
医療給付を受ける権利がありますが、その代わりに、世帯主の方は保険料を納  
める義務を負います。



## こくほ かにゅう ひと 国保に加入する人

とあ せき  
お問い合わせ先 国保資格係

しょくば けんこうほけん けんこうほけんくみあい こくみんけんこうほけんくみあいとう かにゅう かつ せいかつ ほご う  
職場の健康保険(健康保険組合、国民健康保険組合等)に加入できる方や、生活保護を受けている方以外は、  
国保に加入します。

<p>こじんじぎょうぬし かつ 個人事業主の方</p>	<p>たいしよく しょくば 退職などで職場の 健康保険をやめた方</p>	<p>パート・アルバイト等で 職場の健康保険に 加入できない方</p>	<p>じゅうみんとうろく 住民登録をしている 外国籍の方で、職場の 健康保険に加入できない方</p>

※外国籍の方で、在留期間が3カ月以下の方、在留期限の切れている方、在留資格が「外交」の方、医療目的・観光・保養等で  
発給された「特定活動」に該当する方については、原則、国保に加入できません。

とあ せき  
お問い合わせ先 高齢者医療担当課高齢者医療係

※75歳になった方は、一部の方を除き、それまで加入していた医療保険(国民健康保険や社会保険等)から自動的に後期高齢  
者医療制度に移行します(届け出不要)。詳細は電子版をご覧ください。

こくほ  
国保とは

ほけんりょう  
保険料

こくほ  
国保で受けられる給付



# こくみんけんこうほけんひほけんしゃしょう ほけんしょう 国民健康保険被保険者証(保険証)

とあさき  
お問い合わせ先

こくほしかくがかり  
国保資格係

ほけんしょう ひとり まいこうふ  
保険証は1人に1枚交付します。みなさんが保険診療を受けるときの証明書です。

- 令和6(2024)年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7(2025)年9月30日まで使用可能です。
- 令和6(2024)年12月2日以降は、保険証を交付しなくなり、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書を交付します。
- 令和6(2024)年12月2日以降の有効期限が記載された保険証をお持ちで、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。
- 保険証は絶対に他人に貸してはいけません(不正に保険証を使用すると、法律で罰せられます)。
- 70歳～74歳の方が診療を受けるときは、保険証とあわせて高齢受給者証を提示してください(詳しくは、28ページをご覧ください)。

ほけんしょう りめん ぞうきていきょうい しひょうじらん ちゅう ぞうきいしよく  
※保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器移植に  
関するご質問・お問い合わせは、  
(公社)日本臓器移植ネットワーク(☎0120-78-1069)へ。

東京都 国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号 番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	見本
運用開始年月日	
交付年月日	印
住所	
世帯主氏名	
保険者番号	1 3 8 0 4 0 交付者名 新宿区

国保とは

保険料

国保で受けられる給付

# こくほ とど で 国保の届け出

とあさき  
お問い合わせ先 国保資格係

## ●こんなときには14日以内に届け出を!

かくしゆとど で くやくしよ とくべつしゆつちやうじよ  
各種届け出は、区役所または特別出張所の  
まどぐち こ いちぶゆうそう てつづ  
窓口にお越しください。一部郵送での手続き  
かのう  
も可能です。

なほ、じゆうみんひやうじゆう どういつせたいいんいがい かた とど  
なお、住民票上の同一世帯員以外の方が届  
け出をする場合は、委任状が必要です。

## しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- てつづ ひつよう しよるい くわ か き ひやう らん  
手続きに必要な書類(詳しくは下記の表をご覧ください)
  - とどけでん ひんにんかくにんしよるい  
届出人または手続き対象者の個人番号確認書類
  - とどけでん ひんにんかくにんしよるい  
届出人の本人確認書類
- ※4ページ参照

	こんなとき	てつづ ひつよう しよるい 手続きに必要な書類
入るとき	しんじゆくく てんにゆう 新宿区に転入してきた*1	てんしゆつしよめいしよ 転出証明書
	しよくば けんこうほけん 職場の健康保険などをやめた	しよくば けんこうほけん しかくそうしつしよめいしよ 職場の健康保険の資格喪失証明書 ふようかぞく ばあい たいしよくしよめいしよ だいようか (扶養家族がいない場合は、退職証明書でも代用可)
	せいかつほごう 生活保護を受けなくなった	ほごじゆきゆうしよめいしよ 保護受給証明書 たんしんせたい ばあい ほごはいしけつていつうちしよ だいようか (単身世帯の場合は、保護廃止決定通知書でも代用可)
やめるとき	こどもが生まれた*1	こくほ ほけんしよ 国保の保険証*2
	しんじゆくぐがい てんしゆつ 新宿区外へ転出する*1	こくほ ほけんしよ 国保の保険証*3
	しよくば けんこうほけん かにゆう (でんしんせい 電子申請・郵送可)	しよくば けんこうほけんしよ 国保の保険証
	せいかつほごう 生活保護を受けるようになった(でんしんせい 電子申請・郵送可)	こくほ ほけんしよ ほごじゆきゆうしよめいしよ 国保の保険証、保護受給証明書
	こくほ かにゆうしや しぼう 国保の加入者が死亡した*1	こくほ ほけんしよ 国保の保険証 たいしよ かた ほけんしよ かいしゆう (対象の方の保険証を回収します)

- \*1 住民票上の情報を変更する届け出は、戸籍住民課住民記録係または各特別出張所の窓口で受け付けます。
- \*2 夫婦一方が被用者保険(社会保険等)の被保険者の場合には、まずお子様を被扶養者として認定できないかを保険者にご確認ください。被扶養者として認定されない場合には、保険者から発出される不認定の通知をお持ちのうえ、お手続きください。
- \*3 修学のためや介護保険施設等への入所のために新宿区を転出する場合は、申請により新宿区の国保を継続できる場合があります。

## ●国保をやめる手続きは電子申請・郵送でもできます(詳細は電子版をご覧ください)

でんしんせい ゆうそうしんせい  
電子申請・郵送申請 OK

## しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- とどけでん ひんにんかくにんしよるい ゆうそう ばあい  
届出人の本人確認書類(郵送の場合はコピー) ※4ページ参照

- やめる方全員分の国保の保険証の原本(郵送の場合のみ)
- てつづ ひつよう しよるい ゆうそう ばあい いしひやうじ じゆうしよ でんねばんごう きにゆう  
手続きに必要な書類(郵送の場合は余白に①国保脱退の意思表示、②住所、③電話番号を記入してください)

しよくば けんこうほけん かにゆう ばあい しよくば けんこうほけんしよ ひふやうしやぶん ふく  
職場の健康保険などに加入した場合…職場の健康保険証(被扶養者分を含む)。

ゆうそう ばあい  
郵送の場合はコピー)

せいかつほごう  
生活保護を受けるようになった場合…保護受給証明書



## ●加入の届け出が遅れると…

ほけんりやう こくほ かにゆう つき さかのぼ さいたい ねんかん おさ  
保険料は国保に加入した月まで遡って(最大2年間)納めることとなります。一方で、保険証が交付されてい  
ないため、その間に医療機関等で支払う医療費は全額自己負担となります。

## ●保険証を紛失したら…

とどけでん ひんにんかくにんしよるい も いりやうほけんねんきんか かくとくべつしゆつちやうじよ まどぐち  
届出人の本人確認書類を持って医療保険年金課または各特別出張所の窓口で、  
さいこうふ てつづ  
再交付の手続きをしてください。



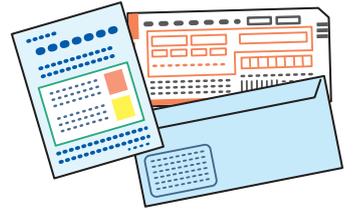
こくほ  
国保とは

ほけんりやう  
保険料

こくほ  
国保で受けられる給付



みなさんが病気やけがをしたときの医療費等の財源として、みなさんに保険料を納めていただきます。  
詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。



## ほけんりょう き かた 保険料の決まり方

とあさき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

### ほけんりょう けつてい ● 保険料の決定について

1年間(4月～翌年3月)の保険料は、毎年6月に決定し、6月中旬頃に通知書をお送りします。保険料は、6月納期から翌年3月納期までの年10回払いとなります。納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)となります。



### ほけんりょう へんこう ● 保険料の変更について

新宿区に1月2日以降に転入された方、年度の途中で国保を脱退された方等は、保険料額が変更となる可能性があります。年度途中で保険料額の変更があった世帯には、通知書等を送付します。納付の際は、同封されている最新の納付書で納めてください。



### ほけんりょう ふ かけてい きかんせいげん ● 保険料の賦課決定(保険料の変更)の期間制限について

保険料の賦課決定(保険料の変更)は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年経過した以後できなくなります。その結果、納めすぎた保険料をお返しできなくなる可能性があります。国保の脱退手続きが済んでいない方や過年度分の所得の申告が済んでいない方等は、速やかに手続きしてください。

国保では一人一人が被保険者となり、保険料もそれぞれかかります。保険料の納付の義務は住民票上の世帯主が負います。世帯主がほかの健康保険に加入していて、世帯員だけが国保に加入している場合(擬制世帯)でも、世帯主が納付義務者となります。このため、保険料の通知書等は、世帯主あてにお送りします。



しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## ほけんりょう けいさんほうほう 保険料の計算方法

とあさき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

ほけんりょうはせたい たんい こくほかにゆうしゃ にんごう かいごほけんだい ごうひ ほけんしゃ こくほ かにゆう さい  
保険料は世帯を単位として、国保加入者の人数と介護保険第2号被保険者(国保に加入している40歳～  
64歳)の人数と算定基礎額をもとに、次の方式で計算されます。

※算定基礎額とは、前年中の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は適用しません)。なお、算定基礎額が0円未満になる場合は0円として扱います。

$$\text{令和6年度保険料} = \text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護分(40歳～64歳の方)}$$

いりょう ぶん 医療分	こうきこうれいしゃしえんきんぶん 後期高齢者支援金分	かいご ぶん 介護分
<p>きんとうわりがく 均等割額</p> <p>49,100円</p> <p>×</p> <p>せたい かにゆうしゃすう 世帯の加入者数</p> <p>+</p> <p>しよとくわりがく 所得割額</p> <p>せたい かにゆうしゃぜんいん 世帯の加入者全員の さんていき そがく 算定基礎額</p> <p>×</p> <p>8.69%</p> <p>ふ かげんどがく 賦課限度額 65万円</p>	<p>きんとうわりがく 均等割額</p> <p>16,500円</p> <p>×</p> <p>せたい かにゆうしゃすう 世帯の加入者数</p> <p>+</p> <p>しよとくわりがく 所得割額</p> <p>せたい かにゆうしゃぜんいん 世帯の加入者全員の さんていき そがく 算定基礎額</p> <p>×</p> <p>2.80%</p> <p>ふ かげんどがく 賦課限度額 24万円</p>	<p>きんとうわりがく 均等割額</p> <p>16,500円</p> <p>×</p> <p>せたい かにゆうしゃ 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の かにゆうしゃすう 加入者数</p> <p>+</p> <p>しよとくわりがく 所得割額</p> <p>せたい かにゆうしゃ 世帯の加入者のうち 40歳～64歳の さんていき そがく 算定基礎額</p> <p>×</p> <p>2.16%</p> <p>ふ かげんどがく 賦課限度額 17万円</p>

※未就学児は、均等割額が半額となります。

### ●住民税の申告(所得の申告)について

ほけんりょう さんていき そがく じゅうみんぜい かぜいはいよう もと けいさん  
保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。  
せたい ぜんいん しよとく しんこく おこな ほけんりょう きんとうわりがく げんがく とう せいど  
世帯の全員が所得の申告を行うと、保険料の均等割額の減額(16ページ)等の制度の  
てきよう う ぜんねんちゆう しよとく しんこく とう ぜいほうじょうしよとく しんこく ふよう  
適用を受けられることがあります。前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要  
かた じゅうみんぜい しんこく  
な方でも、住民税の申告をしてください。



こくほ  
国保とは

ほけんりょう  
保険料

こくほ  
国保で受ける給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## ほけんりょう げんめん 保険料が減免されるとき

とあさき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

### きんとうわりがく げんがく げんがく ふ か 均等割額の減額(減額賦課)

ぜんねんちゆう しょとく いっせい きじゆん い か せたい きんとうわりがく げんがく てきやう う ぜんねんちゆう  
前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、均等割額が減額されます。この適用を受けるには、前年中の  
しょとく せたいぬし ふく かにゆうしゃげんいん しょとく ほんめい ひつやう  
所得について世帯主を含む加入者全員の所得が判明していることが必要です。

ぜんねんちゆう しょとく とう ぜいほうじやうしょとく しんこく ふやう かた じやうみんぜい しんこく  
前年中に所得がない等、税法上所得の申告が不要な方でも、住民税の申告をしてください。

こくほ かにゆう せたいぬし かにゆう しょとく ばあい げんがく ばあい  
※国保に加入していない世帯主の方に所得がある場合は、減額にならない場合があります。

げんがく か ひ はんてい きじゆん び れいわ ねん がつ にち しんきかにゆうしゃ こくほ かにゆう ひ  
※減額の可否を判定する基準日は、令和6年4月1日(新規加入者は国保に加入した日)となります。

### れいわ ねんどげんがくきじゆんひやう 令和6年度減額基準表

	げんがくわりあい 減額割合	しょとくきんがく ぜんねん そうしょとくきんがくとう 所得金額(前年の総所得金額等)
ごうげんがく 1号減額	わり 7割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう - 1) × まんえん 43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円
ごうげんがく 2号減額	わり 5割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう - 1) × まんえん 43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 29.5万円 × (世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※)
ごうげんがく 3号減額	わり 2割	まんえん きゆうよ ねんきんしょとくしゃ ごうけいすう - 1) × まんえん 43万円 + (給与または年金所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 54.5万円 × (世帯の被保険者と特定同一世帯所属者の人数※)

とくていどういつせたいしよぞくしゃ こくほ だったい かた  
※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度移行により国保を脱退した方のことです。

### ひじはつてきしつぎやうしゃ たい ほけんりょう けいげん そち 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

とうさん かいごとう により りしやく された かた い か ①・②の全ての条件に該当する方は、届け出により ぜんねん  
きゆうよしょとく ぶん けいげん ほけんりょう けいさん  
給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します。軽減期間は、退職日の翌日の属する月から、そ  
の月の属する年度の翌年度末までです。

① 離職日時点で65歳未満の方

② 公共職業安定所(ハローワーク)から「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が交付さ  
れている方で、離職理由の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

### いっばんげんめん 一般減免

さいがい とうさん びやうき せいかつ いちじふ ごんなん  
災害、倒産、病気などで生活が著しく困難  
となった場合に、自分の資産や能力を活用し  
ても納付が困難になったときは、保険料の  
減額・免除を申請することができます。申請  
される方は電話などで事前にご相談ください。  
なお、納期限が過ぎてしまった保険料は、  
対象となりません。



こくほ  
国保とは

ほけんりょう  
保険料

こくほ  
国保で受けられる給付



## ほけんりょう げんめん 保険料が減免される時

とあさき  
お問い合わせ先 国保資格係

### りゅうがくせい にほん にゅうこく 留学生や日本に入学したばかりの方の均等割保険料の軽減

ぜんねん がつ がつ あいだ にほん きゅうよしゅうにゅう まんえん い か かつ てつづ ほけんりょう  
前年の1月～12月の間に、日本での給与収入が98万円以下だった方は、手続きをすると、保険料が7  
わりげんがく ばあい りゅうがくせい にほん にゅうこく かつ いりょうほけんねんきんかこくほしかくがかり てつづ  
割減額される場合があります。留学生や日本に入学したばかりの方は、医療保険年金課国保資格係で手続  
きしてください。また、留学生の方は毎年手続きをしてください。

#### てつづ ひつよう 【手続きに必要なもの】

がいこくせき ばあい  
〈外国籍の場合〉

- [1] 在留カード
- [2] 学生証または入学許可証(留学生のみ)

にほんこくせき ばあい  
〈日本国籍の場合〉

- [1] パスポート(出入国のスタンプが押印されたもの)
- [2] 顔写真付きの本人確認書類(パスポートの有効期限が切れている方)

#### てつづ 【手続きをするところ】

いりょうほけんねんきんかこくほしかくがかり  
医療保険年金課国保資格係



こくほ  
国保とは

ほけんりょう  
保険料

### こうきこうれいしゃいりょうせいどいこう ともな ほけんりょう げんめん 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の減免

ほけんりょう ぶたん さい いじょう けんこう ほけん ひ ふようしゃ けんこうほけんひほけんしゃ こうき  
保険料負担のなかった65歳以上の健康保険被扶養者が、健康保険被保険者の後期  
こうれいしゃいりょうせいどがいとう さいとうたつ ともな こくほ かにゅう ばあい とど で げんがく  
高齢者医療制度該当(75歳到達)に伴い国保に加入した場合には、届け出により、減額ま  
たは一部免除になります。



### みしゅうがくじ かつ きんとうわりほけんりょう けいげん 未就学児に係る均等割保険料の軽減

こそだ せだい しえん みしゅうがくじ かつ きんとうわりほけんりょう わり けいげん けいげん う  
子育て世代への支援として、未就学児に係る均等割保険料が5割に軽減されます。軽減を受けるにあつ  
て、申請等の必要はありません。



こくほ  
国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## ほけんりょう げんめん 保険料が減免される時

とあさき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

### さんぜんさんごきかん ほけんりょう けいげん 産前産後期間の保険料の軽減

#### たいしやう かた 【対象となる方】

れいわ ねん がつ にちいこう しゅっさんよてい しゅっさん こくみんけんこうほけん ひ ほけんしゃ しゅっさん ひ ほけんしゃ かた たいしやう  
令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者(出産被保険者)の方が対象です。  
なんしん にち か げつ いじよう しゅっさん たいしやう しざん りゅうざん そうざんあよ じんこうにんしんちゅうせつ ばあい ふく  
妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

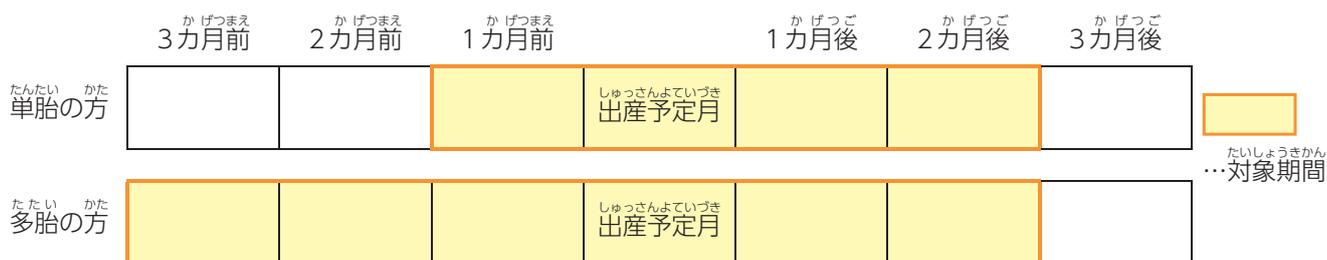
※新宿区よりしゅっさんいくじいちきん しきゅう う ばあい とどけで ふよう く しゅっさん じじつ かくにん たいしやうきかん ほけんりょう  
を軽減します)。

#### うけつけきかん 【受付期間】

しゅっさんよてい び か げつまえ とどけで しゅっさんご とどけで か の う  
出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

#### ほけんりょうけいげん がいよう 【保険料軽減の概要】

そのねんど おさ ほけんりょう しよとくわりがく きんとうわりがく しゅっさんひほけんしゃ しゅっさんよていづき また しゅっさんづき ぜんげつ  
その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月(又は出産月)の前月から  
しゅっさんよていづき また しゅっさんづき よくよくげつ い か さんぜんさんごきかん そうとうぶん げんがく たたいにんしん  
出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。多胎妊娠の  
ばあい しゅっさんよていづき また しゅっさんづき か げつまえ か げつそうとうぶん げんがく  
場合は出産予定月(又は出産月)の3カ月前から6カ月前相当分が減額されます。



※ふ か げんどうがく たつ せたい けいげん てきよう げんがく ばあい  
賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減額されない場合があります。

### しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- [1] とどけで かた ほんにんかくにんしよるい ※4ページ参照 さんしやう
- [2] せたいぬし しゅっさん かた こじんばんごうかくにんしよるい ※4ページ参照 さんしやう
- [3] ぼ しけんこうてちやうとう しゅっさんよてい び かくにん  
母子健康手帳等(出産予定日が確認できるもの)
- ※しゅっさんご とどけで ばあい げんそくふよう べつせたい こ ばあい ぼ しけんこうてちやう しゅっしやうとどけでずみしやうめい しゅっしやう  
出産後の届出の場合には[3]は原則不要ですが、別世帯の子の場合には母子健康手帳(出生届出済証明のページ)や出生  
しやうめいしよ しゅっさん び おやごかんけい かくにん  
証明書などで出産日・親子関係を確認させていただきます。

ゆうそうしんせい  
郵送申請OK



国保とは

保険料

国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



# ほけんりょう おさ かた 保険料の納め方

と あ さき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

ほけんりょう のうきげん かくのうき まつじつ きんゆうきかん きゅうぎょうび よくえいぎょうび  
保険料の納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)です。

## 1 口座振替(自動払込)による納付

まいつきまつじつ ど にちようび しゅくじつとう ばあい よくえいぎょうび してい よちよきんこうざ じどうてき おさ  
毎月末日(土・日曜日、祝日等の場合は翌営業日)に指定の預貯金口座から自動的に納  
めることができます。登録の手続きは「新宿区国民健康保険料口座振替(自動払込)  
依頼書」でお申し込みください。



また、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょの各銀行の金融機関口座の場合は、口座名義人  
ご本人がキャッシュカード(磁気付)を区役所にお持ちいただき、暗証番号で簡単に口座振替の手続きが  
完了します。納め忘れのない口座振替での支払いを是非ご利用ください。なお、一部ご利用できないカー  
ドがあります。

まいとし がつ とし こうざ から ひき お としされた ほけんりょう の おし こうざふりかえりしゅうしゅうしょ を おく  
毎年12月に、その年に口座から引き落としされた保険料のお知らせ「口座振替領収証書」をお送りします。

## 2 キャッシュレスによる納付

スマートフォンやパソコン等を利用した各種キャッシュレス決済方法は、キャッシュレス対応を行って  
いる各社の利用規約をよくご確認ください。詐欺などに十分注意して手続きを行うようお願いいたします。

### ●モバイルレジによる納付

のうふしよ まんえんい か いんざつ  
納付書(30万円以下)に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読  
み取り、モバイルバンキング(インターネットを経由して利用する銀行サービス)  
やクレジットカードを利用して納付することができます。詳細は電子版または  
株式会社NTTデータの「モバイルレジホームページ」をご覧ください。なお、クレ  
ジット納付は区役所等の窓口でクレジットカード決済ができるサービスではあり  
ません。



### ●ペイジーによる納付

スマートフォンやパソコン、ATMから納付することができます。上限金額な  
く利用でき、振込手数料もかかりません。詳細は電子版または「Pay-easy (ペイ  
ジー) ホームページ」をご覧ください。



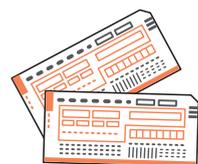
### ●コード決済を活用した電子マネーによる納付

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサービスを活用して、納付書に印刷  
されたバーコードを読み取り、納付することができます。利用できる事業者は納付書の裏面に記載され  
ていますのでご確認ください。詳細は電子版をご覧ください。

## 3 納付書による納付

### 納付できる場所

- 新宿区役所(医療保険年金課) ● 各特別出張所 ● 銀行 ● 信用金庫 ● 信用組合(都内)
- 郵便局、ゆうちょ銀行 ● コンビニエンスストア(納付書の裏面に記載)



## 4 年金特別徴収(年金からの引き落とし)

65歳～74歳で条件を満たす世帯の方は、世帯主の年金から保険料を納めていただきます。  
詳細は、電子版または保険料の通知書に同封のチラシでもご案内しています。

国保とは

保険料

国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## ほけんりょう のうふ こんなん 保険料の納付が困難なとき

とあ せき  
お問い合わせ先

のうふすいしんがかり  
納付推進係

### ● のうふそうだん 納付相談をしてください

ほけんりょう のうふ こんなん ばあい のうきげん のうふすいしんがかり そうだん きゅうじつ  
保険料の納付が困難な場合は、納期限までに納付推進係へご相談ください。休日  
かいちようび げんそくまいつきだい にちようび のうふそうだん うけつけ おこな  
開庁日(原則毎月第4日曜日)にも納付相談の受付を行っています。  
きゅうじつ のうふそうだん  
休日納付相談については、電子版をご確認ください。



### ● のうふそうだん 納付相談をしても、「督促状」「催告書」の送付・「延滞金」の請求を行います。

#### ● とくそくじょう さいこくしょ 「督促状」「催告書」について

のうふそうだん ほんらい のうきげん のうふ かくにん ばあい ほうれい とくそくじょう そうふ  
納付相談をしても、本来の納期限までに納付が確認できない場合は、法令により督促状を送付す  
るほか、電話、文書、ショートメッセージ等による催告を行います。

とくそくじょう とあ せき こくほしかくがかり  
※督促状のお問い合わせ先→国保資格係

#### ● えんたいきん 「延滞金」について

のうふ おく ばあい のうふそうだん のうきげん よくじつ のうふび にっすう おう えんたいきん せいきゅう  
納付が遅れた場合、納付相談をしても納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を請求  
することがあります。

それでも納めないでいると、以下のような措置が取られます。

### ● きゅうふ せいげん 給付の制限

こうがくりょうようひ とくべつりょうようひ ほけんきゅうふ ぜんぶ または いちぶ たいのうほけんりょう じゅうとう さ と  
高額療養費・特別療養費など、保険給付の全部または一部が滞納保険料に充当されたり、差し止めら  
れたりする場合があります。また、保険料の滞納がある場合は、限度額適用認定証(限度額適用・標準  
ふたんがくげんがくにていししょう こうふ  
負担額減額認定証)を交付できないことがあります。

### ● たいのうしよぶん 滞納処分

とくべつ じじょう たいのう せたい のうふそうだん おう せたい ほうれい  
特別な事情がなく滞納している世帯や、納付相談にも応じない世帯などには、法令に  
もと ちよきん きゅうよ せいめいほけん ざいさんちようさ おこな ちようさ けっかざいさん み  
基づいて預貯金・給与・生命保険などの財産調査を行い、調査の結果財産が見つかった  
ばあい よこく さしおさえ たいのうしよぶん  
場合は、予告なく差押などの滞納処分をすることがあります。



このような措置が取られても、滞納している保険料の納付義務はなくなりません。

# こくほ う きゅうふ 国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
らん  
ご覧ください。



## こくほ はい 国保に入っていると

とあひさわさき  
お問い合わせ先 国保給付係

こくほ かにゅう  
国保に加入していると、いりょうきかんとく じゅしん  
医療機関等で受診したときの医療費をはじめ、さまざま給付が受けられます。  
いりょうきかんとく まどぐち ほけんしょう ていじ  
医療機関等の窓口で保険証を提示すれば、いってい じこふたんがく いちぶたんきん  
一定の自己負担額(一部負担金)で医療を受けることができます。

### いちぶたんきん 一部負担金

- 0歳～就学前 2割
- 就学後～69歳 3割
- 70歳～74歳 2割もしくは3割※

※詳しくは28ページ参照



### ほけんしょう つか ばあい 保険証が使えない場合

- けんこうしんだん よぼうちゅうしゃ  
健康診断や予防注射
- びようせいけい  
美容整形
- たん かつた きんにくひろうとう たい  
単なる肩こりや筋肉疲労等に対する柔道  
せいふくし  
整復師、はり・きゅう師、マッサージ師  
の施術 など
- せいじょうぶんべん  
正常分娩
- さがく  
差額ベッド

### きゅうふ せいげん ばあい 給付が制限される場合

- けんか、でいすいとろ びようき  
けんか、泥酔等によるけがや病気
- こい じこ はんざい びようき  
故意の事故や犯罪によるけがや病気

### ● こうつうじ こ 交通事故などにあつたとき

こうつうじ こ ぼうりょくとう だいさんしゃ かがいしゃ う  
交通事故や暴力等、第三者(加害者)から受けたけがや病気等の治療費は、ほんらいかがいしゃ ぜんがくふたん  
本来加害者が全額負担すべきで  
すが、かがいしゃふめい かがいしゃ はな あ とう ばあい こくほ きゅうふ う  
加害者不明や加害者と話し合いがつかない等の場合は、国保の給付が受けられます。その際は、必ず  
しんじゅくく とど で ごじつ しんじゅくく た か ちりょうひ かがいしゃ せいきゅう  
新宿区に届け出をしてください。後日、新宿区が立て替えた治療費を加害者に請求します。

## こくほ ちゅういてん 国保をやめるときの注意点

とあひさわさき  
お問い合わせ先 国保給付係

てんしゅつ  
転出したときや、しよくば けんこうほけん かにゅう とう しんじゅくく こくほ  
職場の健康保険に加入した等、新宿区の国保をやめているにもか  
かわらず、その保険証を使って診療を受けた(受けていた)ときは、ごじつ しんじゅくく  
後日、新宿区へ  
いりょうひ こくほふたんぶん へんかん  
医療費(国保負担分)を返還していただきます。

てんしゅつさき しよくば けんこうほけんしやう こうふ じかん  
なお、転出先・職場の健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。  
けんこうほけんしやう てもと とど あたら けんこうほけん かにゅうび さかの しんじゅくく  
健康保険証が手元に届いていなくても、新しい健康保険の加入日に遡って新宿区の  
こくほ しかく  
国保の資格がなくなります。



きゅうふせいど しょうさい ぐわ しんせいほうほう でんしばん らん ほんさつし あわ かつよう  
給付制度の詳細や詳しい申請方法は、電子版でご覧いただけます。本冊子と併せて活用してください。  
ふめいてん こくほきゅうふがかり れんらく  
また、ご不明点があれば国保給付係までご連絡ください。TEL 03-5273-4149 FAX 03-3209-1436

こくほ  
国保とは

ほけんりよう  
保険料

こくほ  
国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
らん 覧ください。



## こうれいじゅきゅうしやしょう 高齢受給者証

国保で医療を受ける70歳～74歳の方には、70歳の誕生月の翌月(誕生日が月の初日の場合は誕生月)から使用できる高齢受給者証をお送りします。高齢受給者証には、病院等の窓口での一部負担割合(2割もしくは3割)が表示されています。診療を受けるときは、「保険証」と「高齢受給者証」の両方を提示してください。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の登録後は、「保険証」と「高齢受給者証」がなくても診療を受けることができます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

### いちぶたんわりあい はんていきじゆん ●一部負担割合の判定基準

医療費の自己負担割合は、毎年、住民税の課税標準額\*1に基づいて判定します。詳しくは電子版、または高齢受給者証に同封のチラシをご覧ください。

とあさき こくほしかくがかり  
お問い合わせ先 国保資格係

東京都 国民健康保険高齢受給者証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
記号	番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
対象被保険者	氏名
	生年月日
	一部負担金の割合
	発効期日
保険者番号並びに交付者の名称及び印	138040 新 宿 区 印

住民税の課税標準額\*1が145万円以上の70歳～74歳の国保加入者がいる

はい

いいえ

70歳～74歳の国保加入者全員の旧但し書き所得(総所得金額等から、基礎控除額を差し引いた額)の合計金額が210万円以下

いいえ

はい

同一世帯に70歳～74歳の国保加入者が  
①1人で、年間の総収入が383万円未満  
②2人以上で、年間の総収入が520万円未満  
③国保から後期高齢者医療制度に移行した人の収入も含めて年間の総収入が520万円未満

いいえ

はい

わりふたん  
3割負担

わりふたん  
2割負担\*2

わりふたん  
2割負担

- \*1 課税標準額とは総所得金額等から、各種所得控除を差し引いた額です。  
\*2 申請が必要な場合があります。

国保とは

保険料

国保で受けられる給付



# 国保の給付制度

お問い合わせ先 国保給付係

## ① 療養費の支給～いったん全額負担したとき～

保険証を持たずに医療機関等で受診した場合や、医師の指示により治療用装具を作った場合など次の事由でかかった費用は、いったん被保険者が全額を支払う必要があります。ただし、後日、新宿区に申請することによって、申請後約3カ月で、支払い額の7割もしくは8割が「療養費」として返還されます。診療日の翌日(治療用装具は領収書の日付の翌日)から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

国保とは

急病など、やむを得ない理由で  
保険証を持たずに保険診療を受けたとき  
※真にやむを得なかったかどうか審査の対象



### 必要書類

- 支払った医療費の領収書
- 診療(調剤)報酬明細書(医療機関等発行)

医師の指示により  
治療用装具を作ったとき



### 必要書類

- 装具を必要とする医師の証明書等
- 装具の領収書・明細書
- 写真(靴型装具のみ)

柔道整復師にかかったとき  
※急性・亜急性のけがの治療

### 必要書類

- 施術の明細書(柔道整復師発行)
- 施術料金領収書

はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき  
※医師の同意が必要

### 必要書類

- 施術を認めた医師の同意書
- 施術の明細書(施術師発行)
- 施術料金領収書

海外でやむを得ない理由で、保険診療に該当する  
治療等を受けたとき  
※治療目的の渡航の場合は対象外



### 必要書類

- 診療内容明細書(傷病名が分かるもの) …A
- 支払った医療費の領収書・明細書…B
- A・Bの日本語の訳文
- 治療を受けた方のパスポート
- 調査同意書



## 申請に必要なもの

- 療養費支給申請書
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 受診当時の世帯主の振込先の分かるもの
- その他、内容に応じた必要書類(上記を確認してください)

郵送申請OK



保険料

国保で受けられる給付

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## ② 高額療養費制度～医療費が高額になったとき～

月の初日から末日までの1カ月間で医療費が高額になり、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた世帯には、超えた部分が支給されます。支給される世帯には、通常受診月の3～4カ月後に世帯主あてに通知を送ります。通知が届いたら申請してください。支給まで1カ月程度かかります。診療を受けた月の翌月の初日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。



また、一定の条件を満たしている世帯は、2回目以降の申請手続きが不要となり、自動振込となります。

### 申請に必要なもの

- 新宿区からお送りした高額療養費支給申請書
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 世帯主と診療を受けた方の個人番号確認書類 ※4ページ参照
- 世帯主の口座がわかるもの ※印字されている場合は不要

ゆうそくしんぱい  
郵送申請OK



## 70歳未満の方の場合

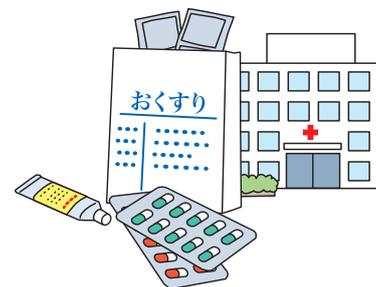
70歳未満の自己負担限度額(表1)

区分	所得要件(世帯)※1	自己負担限度額	
		過去12カ月以内の1～3回目	4回目以降(多数回該当)※2
ア	901万円超	252,600円/月(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	140,100円/月
イ	600万円超～901万円以下	167,400円/月(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	93,000円/月
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円/月(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%分が加算)	44,400円/月
エ	210万円以下	57,600円/月	44,400円/月
オ	住民税非課税	35,400円/月	24,600円/月

- ※1 所得とは、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものです。所得不明の方がいる世帯は、「ア」の区分となります。診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用します。
- ※2 多数回該当については、34ページ下の「自己負担限度額以上支払った月のカウント方法」をご覧ください。

### ●複数の世帯員、医療機関等での受診があった場合の合算する条件について(70歳未満の場合)

1. 1カ月ごと(月の初日から末日)
2. 医療機関ごと  
※同じ医療機関等であっても内科と歯科、外来と入院は区別します。
3. 受診者ごと
4. 外来の院外処方箋で薬局に支払った額は、処方箋発行医療機関での一部負担額と合算可能  
→上記を満たし、21,000円以上になったときに合算の対象となります。





さいいじょう さいみまん かた ばあい  
**70歳以上75歳未満の方の場合**

じこふたんげんどがく ひょう  
**自己負担限度額(表2)**

くぶん 区分	しよとくようけん せたい ※1 所得要件(世帯)	ふたんわりあい 負担割合	じこふたんげんどがく 自己負担限度額		
			がいらい こじんたんい 外来(個人単位)	がいらい にゅういん せたいたんい 外来+入院(世帯単位)	かいめいこう 4回目以降 たすうかいがいとう ※2 (多数回該当)
げんえき な 現役並みⅢ	じゅうみんげい かぜいひょうじゅんがく 住民税の課税標準額が 690万円以上	わり 3割	252,600円/月(総医療費が842,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		140,100円
げんえき な 現役並みⅡ	じゅうみんげい かぜいひょうじゅんがく 住民税の課税標準額が 380万円以上 690万円未満		167,400円/月(総医療費が558,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		93,000円
げんえき な 現役並みⅠ	じゅうみんげい かぜいひょうじゅんがく 住民税の課税標準額が 145万円以上 380万円未満		80,100円/月(総医療費が267,000円を こえた場合は、そのこえた額の1%分が加算)		44,400円
いっばん 一般	じゅうみんげい かぜいひょうじゅんがく 住民税の課税標準額が 145万円未満	わり 2割	18,000円 (年間144,000円上限) ※3	57,600円	44,400円 (外来+入院)
Ⅱ	じゅうみんげい ひ かぜい 住民税非課税		8,000円	24,600円	—
Ⅰ	じゅうみんげい ひ かぜい 住民税非課税		8,000円	15,000円	—

- ※1 課税標準額とは総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額です。  
診療年月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得  
を使用します。
- ※2 多数回該当については、下記の「自己負担限度額以上支払った月のカウント方法」  
をご覧ください。なお、区分が一般の方は、外来+入院の自己負担限度額を超え  
た月が3回以上あったときの4回目以降の限度額です。
- ※3 8月から翌年7月までに、外来診療で支払った医療費が144,000円を超えた場合に、  
超えた額が支給されます。支給される世帯には、年に1回、世帯主あてに通知をお  
送りしますので申請してください。



じこふたんげんどがくいじょうしほら つき ほうほう  
**自己負担限度額以上支払った月のカウント方法**

じゅしんづきいぜん かげつない じこふたんげんどがくいじょうしほら つき かず げんどがく か  
受診月以前の12カ月以内に、自己負担限度額以上支払った月の数によって、限度額が変わります。

※自己負担限度額以上支払った月を「」としています

がつ 3月	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月
	かいめ 1回目				かいめ 2回目			かいめ 3回目				かいめ 4回目

↓ ↓ ↓  
ここからカウントを始める  
受診月の12カ月より前のためカウント対象外  
↓  
多数回該当



けいさんれい さいみまん せたい  
計算例(70歳未満の世帯)

れい しょうとくくぶん ひょう  
例：所得区分「ウ」※32ページの表1

おと さい  
夫(50歳)  
にゅういん えん  
入院 300,000円  
(3割負担)  
そういりょうひ えん  
総医療費：1,000,000円



つま さい  
妻(50歳)  
がいらい えん  
外来 6,000円  
(3割負担)  
そういりょうひ えん  
総医療費：20,000円



こ さい  
子(20歳)  
がいらい えん  
外来 30,000円  
(3割負担)  
そういりょうひ えん  
総医療費：100,000円



せたいぜんたい いちぶふたんがく さんしゅつ  
①世帯全体の一部負担額を算出する。

$$300,000\text{円} + 30,000\text{円} = 330,000\text{円}$$

※妻の外来6,000円は21,000円以上という条件を満たさないため、世帯合算の対象からは外れます(32ページ下の「複数の世帯員、医療機関等での受診があった場合の合算する条件について」を参照)。

せたいぜんたい じこふたんげんどがく けいさん  
②世帯全体の自己負担限度額を計算する。

$$80,100\text{円} + (1,100,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 88,430\text{円}$$

※自己負担限度額の計算方法は、32ページの表1を参照

せたいぜんたい しきゅうがく けいさん  
③世帯全体の支給額を計算する。

$$330,000\text{円} - 88,430\text{円} = 241,570\text{円(支給額)}$$

けいさんれい さいいじょう さいみまん せたい  
計算例(70歳以上75歳未満の世帯)

れい しょうとくくぶん いっぱん ひょう  
例：所得区分「一般」※34ページの表2

おと さい  
夫(73歳)  
がいらい えん  
外来A 15,000円(2割負担)  
がいらい えん  
外来B 5,000円(2割負担)  
そういりょうひ えん  
総医療費合計：100,000円



つま さい  
妻(73歳)  
がいらい えん  
外来 3,000円(2割負担)  
にゅういん えん  
入院 50,000円(2割負担)  
そういりょうひ えん  
総医療費合計：265,000円



こじん がいらいしやうかんだく さんしゅつ  
①個人ごとの外来償還額を算出する。

$$\text{夫：}(15,000\text{円} + 5,000\text{円}) - 18,000\text{円} = 2,000\text{円}$$

→ 区分「一般」の外来限度額 ※34ページの表2を参照

$$\text{妻：}0\text{円} \quad \text{※外来で負担した}3,000\text{円が限度額}18,000\text{円に満たないため}$$

せたいぜんたい しきゅうがく けいさん  
②世帯全体の支給額を計算する。

$$(18,000\text{円} + 3,000\text{円} + 50,000\text{円}) - 57,600\text{円} = 13,400\text{円}$$

↳ なお残る夫の自己負担額      ↳ 妻の外来負担額      ↳ 妻の入院負担額      ↳ 区分「一般」の世帯限度額  
 ※34ページの表2を参照

しきゅうがく ごうけい  
③支給額を合計する。

$$2,000\text{円} + 13,400\text{円} = 15,400\text{円(支給額)}$$

にゅういんじ いりょうひ しはら  
入院時の医療費がどうしても支払えないとき

さいがい しつぎょう いちじてき せいかつごんなん いりょうひ じこふたんがく しはら こま じぜん しんせい  
災害や失業により一時的に生活困難になり、医療費の自己負担額の支払いに困ったときは、事前の申請  
および審査のうえ、自己負担額を減額または免除する制度があります。必ず入院前にご相談ください。

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



### ③ 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示すると、1カ月間に1つの医療機関(入院・外来は別、内科と歯科は別)の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

交付希望の方は、国保給付係に申請してください。ただし、保険料に滞納があると交付できないことがあります。また、適用年月日は申請月の初日からとなります。

70歳以上の方で、所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」(34ページの表2を参照)の場合は、高齢受給者証の提示のみで医療費が自己負担限度額までとなります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の登録後で、保険料に滞納がない場合は、「限度額適用認定証」がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。利用できる医療機関等は、厚生労働省のホームページで確認できます。

れい ねんれい さい しょとくくぶん げんどがく えん  
例：年齢40歳 所得区分「工」(限度額57,600円)

※32ページの表1を参照

いちぶふたんがく えん わりふたん  
一部負担額90,000円(3割負担)

そういりようひ えん  
総医療費300,000円

● 医療機関等に限度額適用認定証の提示がない場合  
医療機関等の窓口で一部負担額90,000円(3割負担)を支払い、後日、高額療養費として32,400円の支給を受けます。

● 医療機関等に限度額適用認定証を提示した場合  
医療機関等の窓口で自己負担限度額57,600円を支払います。

東京都 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
記号	番号 (枝番)
世帯主	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
	発効期日
	適用区分
保険者番号並びに交付者の名称及び印	138040 新宿区 印

### 申請に必要なもの

- 世帯主または交付を受ける方の保険証
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 交付を受ける方の個人番号確認書類 ※4ページ参照



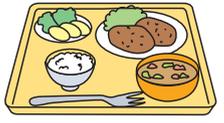
### ④ 入院中の食事代

標準負担額(1食あたり)を自己負担し、残りは保険者が負担します。

区分	標準負担額(1食あたり)
● 住民税課税世帯	490円
● 70歳未満で住民税非課税世帯	90日目までの入院 230円
● 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅱ (34ページの表2参照)	
	90日を超える入院 180円*
● 70歳以上で住民税非課税世帯Ⅰ(34ページの表2参照)	110円

\*申請月以前の12カ月以内に90日を超える入院をした方は、申請してください。標準負担額が230円から180円に減額される標準負担額減額認定証を交付します。ただし、申請月の翌月から適用になります。

- \*非課税世帯の場合、標準負担額減額認定証を提示すると標準負担額が減額されます。
- \*やむを得ない理由で減額を受けられなかった場合は、申請により標準負担額の差額を支給します。詳しくはお問い合わせください。



国保とは

保険料

国保で受けられる給付



### むりょうていがくしんりょうじぎょう 無料低額診療事業

こくほ しゅく べつ けいざいてきりゆう てきせつ いりよう う  
国保の仕組みとは別に、経済的理由により適切な医療を受けることができない  
かたがた いちじてき いりようきかん しんりょう ひつよう ばあい むりょう ていがく しんりょう う  
方々が、一時的に医療機関の診療を必要とする場合に、無料または低額で診療を受  
けられる制度があります。

※一定の条件があり、事前申請が必要 福祉部生活福祉課相談支援係へ相談してください。  
福祉部生活福祉課相談支援係 TEL 03-5273-4552 FAX 03-3209-0278



こくほ  
国保とは

## ⑤ 出産したとき

かにゅうしゃ しゅっさん しゅっさんいくじいちじきん しきゅう  
加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。

しゅっさんび 出産日	しゅっさんいくじいちじきんしきゅうがく 出産育児一時金支給額 (出産児1人あたり)
れいわ ねん がつ にち 令和5年3月31日まで	まんえん 42万円
れいわ ねん がつ にち 令和5年4月1日から	まんえん 50万円

\*妊娠12週と1日(85日)以上の生産・流産・死産が対象

### ちよくせつしはらいせいど うけとりだいりせいど ▶ 直接支払制度・受取代理制度

しんじゅくく いりようきかんとく ちよくせつしゅっさんいくじいちじきん しはら  
新宿区から医療機関等に直接出産育児一時金を支払います。  
くわ しゅっさんよてい いりようきかんとく と あ  
詳しくは出産予定の医療機関等にお問い合わせください。

### か き かた しんじゅくく てつづ ひつよう ▶ 下記の方は新宿区での手続きが必要

- ・直接支払制度を利用しない、または出産される医療機関等が対応しない場合
  - ・出産費用が出産育児一時金に満たず差額支給がある場合
  - ・外国で出産した場合(※事前にお問い合わせください)
- ※出産の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

### しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- 医療機関等と交わす合意文書
  - 領収書・明細書
  - 出産の確認ができるもの
  - 世帯主の口座が分かるもの
  - 窓口に来る方の本人確認書類
- ※4ページ参照
- 出産された方の個人番号確認書類
- ※4ページ参照

ゆうそうしんせい  
郵送申請OK



ほけんりよう  
保険料

## ⑥ 亡くなったとき

かにゅうしゃ な そうさい おこな かた たい まんえん  
加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に対し、7万円  
が支給されます。

そうさい おこな かた しんせいしゃ  
葬祭を行った方が申請者となります。  
そうさい よくじつ ねん けいか じこう しきゅう  
葬祭の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなり  
ます。

### しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- 葬祭を行った領収書の原本
  - 葬祭を行った方の口座が分かるもの
  - 窓口に来る方の本人確認書類
- ※4ページ参照

ゆうそうしんせい  
郵送申請OK



こくほ  
国保で受けられる給付

## ⑦ 傷病手当金

こくほ かにゅうしゃ れいわ ねん がつ にち しんがた かんせんしょう かんせん きゅうようとう しはら  
国保の加入者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、給与等の支払いを受けることができなくなった方に傷病手当金を支給します。2年を経過すると時効により支給できなくなります。申請する場合は事前にお問い合わせください。

しやうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



## 8 長期特定疾病で療養の方

下記の特定疾病で療養される方は、「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。医療機関等に提示すると、その治療費の自己負担限度額が1カ月1万円となります。ただし、70歳未満の人工透析にかかる療養について、所得(基礎控除後)が600万円を超える世帯の方、または1人でも所得不明の方がいる世帯の方の自己負担限度額は1カ月2万円です。申請月の初日から適用となり、遡って交付できません。

### 対象となる特定疾病

- 人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全
- 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病)
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染)

国保とは

### 申請に必要なもの

- 対象疾病を証明するもの
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 認定を受ける方の個人番号確認書類 ※4ページ参照

郵送申請OK



## 9 結核・精神医療給付証の交付

### 結核医療給付金受給者証の交付

お問い合わせ先

保健予防課予防係

TEL 03-5273-3859

感染症法(結核)の適用を受けている国保加入者で、住民税非課税(18歳未満の方は世帯主が非課税)の方は、申請により「結核医療給付金受給者証」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、自己負担金がかかりません。



保険料

### 国保受給者証(精神通院)の交付

お問い合わせ先

各保健センター

※46ページ参照

自立支援医療制度に基づく公費負担を受けている国保加入者で、同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合は、申請により「国保受給者証(精神通院)」が交付されます。この証を医療機関等に提示することで、自己負担金がかかりません。対象になるのは外来のみです。

国保で受けられる給付

### 都外で受診した場合

結核・精神医療給付証に記載されている指定医療機関が東京都外の場合は、医療機関等の窓口で自己負担金をお支払いいただき、後日、国保給付係に申請してください。自己負担金相当額を支給します。なお、診療日の翌日から2年を経過すると時効により支給できなくなります。

### 申請に必要なもの

- 結核・精神医療給付金支給申請書
- 支払った医療費の領収書
- 結核医療給付金受給者証または国保受給者証
- 受診者の口座が分かるもの
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 自己負担額上限管理票

郵送申請OK



# ほけんじぎょう あんない 保健事業のご案内

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
ご覧ください。



新宿区では国保に加入されている方の健康保持増進のために、健康診査や健康相談等を行うほか、宿泊施設の宿泊料金を一部助成しています。

多くの方がこれらの事業を利用して、ご自身の健康管理を行っています。お気軽にご利用ください。

※がつく事業は、国保加入手続等の届出書に記入した情報をもとに、保健事業のご案内をしています。

<p>ぜん いん 全 員</p>	➔	<p>ほようしせつしゆくほじよ 保養施設宿泊補助(6~9月)</p> <p>しゆくほくしせつ しゆくほりょう ひとり ばく えん ぱく ほじよ 宿泊施設の宿泊料を、1人1泊3,000円(2泊まで)補助します。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 いりょうほけんねんきんか 医療保険年金課 しよむがかり 庶務係</p>
<p>さいいじょう かた 16歳以上の方</p> <p>しょうさい べつさつ しんじゆくこくみんけんこうほけん ほけん 詳細は別冊[新宿区国民健康保険 保健 事業のお知らせ]を参照してください。</p>	➔	<p>しかけんこうしんさ がつ 歯科健康診査(6~12月)</p> <p>むしば ししゅうびょうとう しんさや ほ くち けんこう 虫歯や歯周病等の診査や、歯・口の健康のためのアドバイスを します。</p> <p>とくていけんこうしんさ とくていほけんしどろ ひひまんほけんしどろ ★特定健康診査★特定保健指導★非肥満保健指導 (6~3月) ※</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 けんこう づくり 課 けんこう すいしんがかり 健康づくり課 健康づくり推進係</p>
<p>さいい かた 40~74歳の方</p> <p>しょうさい べつさつ しんじゆくこくみんけんこうほけん ほけん 詳細は別冊[新宿区国民健康保険 保健 事業のお知らせ]を参照してください。</p>	➔	<p>せいかつしゅうかんびょう よぼう もくてき とくていけんこうしんさ じゆしんきかい もろ 生活習慣病予防を目的とした特定健康診査の受診機会を設けて います。また、健診の結果から生活習慣病のリスクに応じた保 けんしどろ ねん がいとう かた あんない そうふん かりょう 健指導を行うため、該当の方には案内を送付します(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 けんこう づくり 課 けんしんがかり 健康づくり課 健診係</p>
<p>げんそく さいいじょう かた 原則65歳以上の方</p>	➔	<p>ざんやくちようせい じぎょう ★残薬調整バッグ事業</p> <p>しんじゆく と連携する くないちようせいやくきょく では、やくざいし じたく あま 新宿区と連携する区内調剤薬局では、薬剤師がご自宅に余って いるお薬の整理や相談に対応します(無料)。また、使いやすい 専用の「おくすりバッグ」を差し上げます。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 いりょうほけんねんきんか 医療保険年金課 しよむがかり 庶務係</p>
<p>さいい かた とうりょうびょう ちりょうちゆう 40~74歳の方で糖尿病を治療中 で、特定健康診査を受けた方のうち、 じゆうしやうか たか 重症化するリスクの高い方</p>	➔	<p>とうりょうびょうせいじんしやうとうじゆうしやうかぼう じぎょう ★糖尿病性腎症等重症化予防事業 ※</p> <p>この じやうきょう おろ ほけんしどろ ねん 個々の状況に応じた保健指導を行います。 たいしやう かた こべつ あんない そうふん かりょう 対象の方には、個別に案内を送付します(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 けんこう づくり 課 けんしんがかり 健康づくり課 健診係</p>
<p>せいかつしゅうかんびょう ちりょう ちゆうだん 生活習慣病の治療を中断している かのうせい がある 方</p>	➔	<p>せいかつしゅうかんびょうちりょうちゆうだんしや じゆしんかんしやうじぎょう ★生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業 ※</p> <p>じゆしんざいかい も ふん あん たい かん ごしとう でんわ 受診再開にむけ、みなさんが持つ不安に対し、看護師等が電話 でアドバイスをします(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 いりょうほけんねんきんか 医療保険年金課 しよむがかり 庶務係</p>
<p>いりょうきかん やつぎやく りょう ぐり 医療機関や薬局の利用、また、お薬 の服用が適切でない可能性がある方</p>	➔	<p>じゆしんこうどうてきせいかじぎょう ★受診行動適正化事業 ※</p> <p>おな しやうじやう たくさん びやういん じゆしん かたとう たい かん ごしとう 同じ症状で、沢山の病院を受診している方等に対し、看護師等 が電話でアドバイスをします(無料)。</p>	<p>〈お問い合わせ先〉 いりょうほけんねんきんか 医療保険年金課 しよむがかり 庶務係</p>

以上の事業のうち、★がつく事業は、新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画に定め実施しています。

詳細は電子版をご覧ください。

## 新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画とは？

被保険者の健康増進(健康寿命の延伸)、医療費の適正化、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に定めています。詳細は電子版をご覧ください。

# お問い合わせ先

しょうさい でんしばん  
詳細は電子版を  
らん  
ご覧ください。



## 医療保険年金課(本庁舎4階)

	かり なまえ 係の名前	でんわばんごう 電話番号	FAX
しかくとどけで 資格届出・保険料賦課・保険料納付・口座振替	こくほしかくかり 国保資格係	03-5273-4146	03-3209-1436
ほけんきゅうふ 保険給付・高額療養費	こくほきゅうふかり 国保給付係	03-5273-4149	
のうふそうだん 納付相談	のうふすいしんかり 納付推進係	03-5273-4158	
ほようしせつ 保養施設	しよむかり 庶務係	03-5273-4078	

## 高齢者医療担当課(本庁舎4階)

	でんわばんごう 電話番号	FAX
こうきこうれいしゃいりようせいど 後期高齢者医療制度	03-5273-4562	03-3203-6083

## 健康づくり課・保健センター

	かり ほけん 係・保健センターの名前	でんわばんごう 電話番号	FAX
けんこうしんさ 健康診査 がん検診 し か けんこうしんさ 歯科健康診査	けんしんがり 健診係	03-5273-4207	03-5273-3930
	けんこう すいしんがり 健康づくり推進係	03-5273-3047	
	うしごめほけん 牛込保健センター	03-3260-6231	03-3260-6223
	よつやほけん 四谷保健センター	03-3351-5161	03-3351-5166
	じよせい けんこうしえん 女性の健康支援センター	03-3200-1026	03-3200-1027
	ひがししんじゆくほけん 東新宿保健センター	03-3952-7161	03-3952-9943

## 特別出張所(※一部の届け出は特別出張所でもできます。)

	とくべつしゅつちやうじよめい 特別出張所名	でんわばんごう 電話番号	FAX
しかくとどけで 資格届出 かにゅう ・加入 だつたい ・脱退 へんこう ・変更 ほけんりようのうふ 保険料納付	よつやとくべつしゅつちやうじよ 四谷特別出張所	03-3354-6171	03-3350-9403
	たんすまちとくべつしゅつちやうじよ 単筒町特別出張所	03-3260-1911	03-3235-7121
	えのきやとくべつしゅつちやうじよ 榎町特別出張所	03-3202-2461	03-3202-2476
	わかまつちやうとくべつしゅつちやうじよ 若松町特別出張所	03-3202-1361	03-3207-1591
	おおくぼとくべつしゅつちやうじよ 大久保特別出張所	03-3209-8651	03-3207-1831
	とつかとくべつしゅつちやうじよ 戸塚特別出張所	03-3209-8551	03-3207-1861
	おちあいだいちとくべつしゅつちやうじよ 落合第一特別出張所	03-3951-9196	03-3952-3181
	おちあいだいにとくべつしゅつちやうじよ 落合第二特別出張所	03-3951-9177	03-3952-3183
	かしわぎとくべつしゅつちやうじよ 柏木特別出張所	03-3363-3641	03-3363-3477
	つのはすとくべつしゅつちやうじよ 角筈特別出張所	03-3377-4381	03-5350-2868

## ● 毎日の診療案内(24時間)

とうきやうといりようき かん あんない  
東京都医療機関案内サービスひまわり ..... TEL 03-5272-0303  
とうきやうしやうぼうちやうきやうきゆうさうだん  
東京消防庁救急相談センター ..... TEL 03-3212-2323



## あなたのくらしと国保

令和6年度版 令和6年6月発行

編集・発行

新宿区健康部医療保険年金課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL 03-3209-1111 (代表) FAX 03-3209-1436

この印刷物は、業者委託により103,500部印刷製本しています。  
その経費として、1部あたり46.79円（税込み）がかかっています。  
ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号

2024-1-3208